

会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正(案)について

1. 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業における慢性的な待機児童の解消は、全国的に大きな課題となっています。本市においても、複数の学区において慢性的な待機児童が発生しており、早急な待機児童の解消が急務です。

一方で、こどもクラブの運営に必要となる「場所」と「保育人材」の確保には課題が多く、学区ごとにこどもクラブを増設することが困難な状況が続いています。

このため、複数学区の児童を受け入れる「中央こどもクラブ」を市内中心部に設置し、限られた資源で必要な体制を確保することにより、速やかに全市的な待機児童の解消を進めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2. 改正内容

「会津若松市中央一丁目1番5号」に中央こどもクラブを開設するため、標記条例中の別表に、名称・位置（住所）を新たに規定する。

3. 施行期日

- (1) 令和7年4月1日から施行する。
- (2) 施行日以降の事業の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

【資料】

I. こどもクラブの利用希望者数及び待機児童の推移

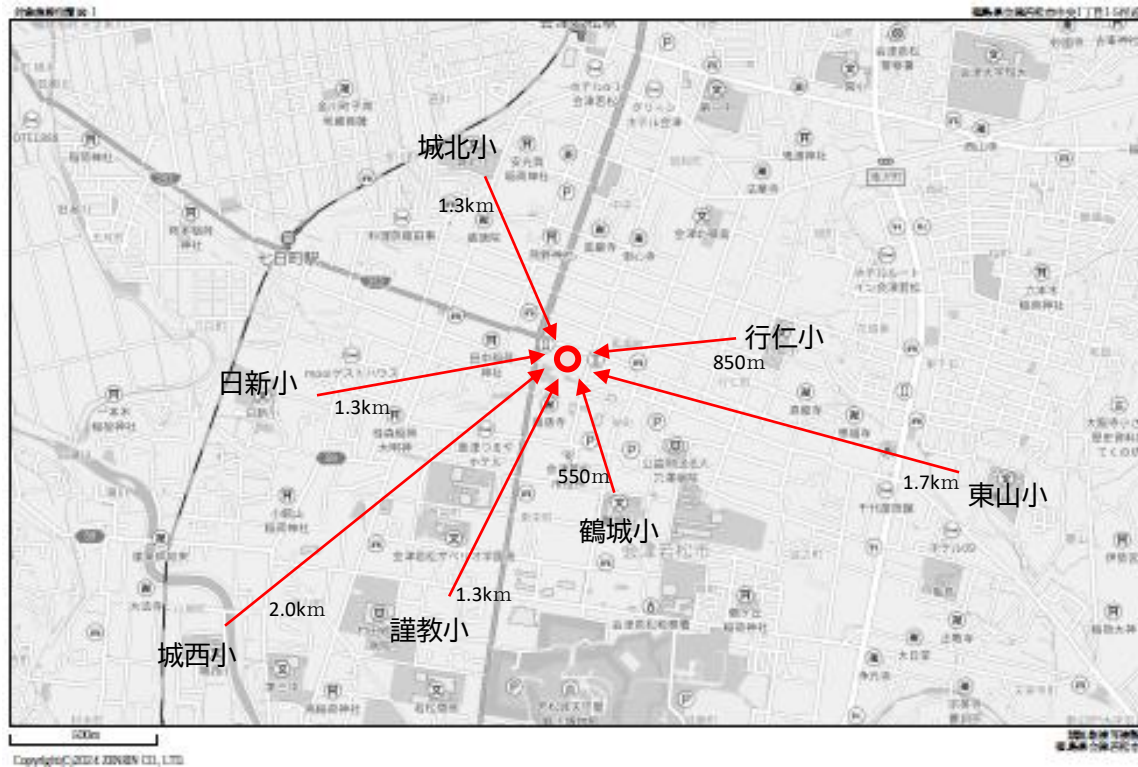
(5月1日現在数)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望者数	2,015名	1,988名	2,047名
待機児童のある学区	城北 行仁 城西 一箕 東山	鶴城 城北 行仁 城西 東山	鶴城 城北 行仁 城西 日新 松長 東山 荒館

Ⅱ. 中央こどもクラブ設置場所について

所在地 会津若松市中央一丁目1-5

〈位置図-1〉



※ 利用児童の、放課後の学校からの移動については、必要に応じてタクシーの利用（公費負担）を予定しています。

〈位置図-2〉

